別表（第２条関係）

補　助　事　業　名	除雪機械運転資格取得補助事業（間接補助）
補助事業の目的	建設業界への入職者減少や高齢退職に伴う除雪機械オペレーター不足により、除雪業者の疲弊が深刻化しつつあることから、将来の安定的な除雪体制維持の一環として、除雪機械運転に必要な資格取得の費用の一部を補助し、オペレーターの確保を図る。
補助事業の対象となる者	兵庫県除雪計画区域（以下、「除雪計画区域」という。）に所在する市町（宍粟市、豊岡市、養父市、朝来市、丹波市、香美町、新温泉町）のうち、除雪計画区域の道路除雪機械運転に必要な資格取得の費用の一部を補助する事業を実施している市町を対象とする。
補助事業の対象となる経費	以下に掲げる免許、資格の全部または一部を取得するための必要な経費のうち、除雪機械運転資格取得補助事業（間接補助）実施要領で定めた経費を対象とする。 （１）大型自動車免許 （２）大型特殊免許 （３）車両系建設機械運転技能講習
補　助　率	１／３以内
補　助　金　の　額	補助事業の対象となる経費に１／３を乗じた額(1,000 円未満切捨)以内、かつ予算の範囲内の額とする。（補助上限額２０万円／人）
適用除外する条項	第１４条第２項、第３項、第１９条
その他の事項	除雪機械運転資格取得補助事業（間接補助）実施要領による。